

【電子帳簿保存方改正による帳簿類の保存について】

令和3年度の税制改正において、電子帳簿保存法の改正等が行われました。

(令和4年1月1日施行)

帳簿書類を電子的に保存する際の手続き等について見直しが行われております。

従来の「保存」方法とは異なってまいりますのでご注意ください。お願い申し上げます。

追記：国税庁は「令和5年（2023年）12月31日までに行う電子取引（電子メールやネット上からダウンロード等で電子的に授受した取引情報をデータで保存）については、保存すべき電子データを書面に出力して保存し、税務調査等の際に提示又は提出ができるようにしておいていただければ差し支えありません」と猶予を認めています。

詳しくは 下記の国税庁のサイト（外部サイトになります。）や**税務署もしくは税理士にご確認をお願いいたします。**

【国税庁 電子帳簿保存法関係】

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm>

【国税庁 令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて
改正の概要 電子帳簿保存法が改正されました（令和3年12月改訂）】

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021012-095_03.pdf